

事業主 殿

製造業等の「職長等の能力向上教育」のご案内

事業主は、労働安全衛生法に基づく「職長等の教育」について実施してきましたが、法定の「職長等の教育」(労働安全衛生法第60条)を終了後、労働安全衛生法第19条2第2項の規定に基づき、定期的に(5年毎)に再教育を行うなどレベルアップを図り、能力向上を充実することが義務付けられています。(平成3年1月21日付基発第39号)

当協会では、製造現場の責任者として日々活躍されている職長の方々の能力向上を目的とした能力向上教育を実施します。是非この機会に受講されることをお勧めします。

記

1. 受講対象者

- ・平成18年4月1日以降に「職長等の教育」(安衛法60条)を終了後、概ね5年を経過した方。

2. 日程と場所

開催日	場所	時間
令和2年7月29日(水)	リーパスプラザこが	9:10~17:40

3. 受講料

受講対象者	受講料	テキスト代	合計
福岡東労働基準協会	9,010円	990円	10,000円
一般(非会員)	11,510円	990円	12,500円

4. 受講内容 合計7時間

	科目	内容	時間
①	安全管理上の基本項目	職長等の役割と職務	9:10~11:50
		部下へのリーダーシップ等	
	昼食		11:50~12:40
②	安全管理上の専門項目	事業場における安全衛生活動	12:40~14:50
③	グループ演習(討議)	危険予知訓練・リスクアセスメント等	15:00~17:40

5. 申込方法

◎受講申請書に記入、押印(社印)の上、下記の書類を添えて当協会へご郵送下さい。

- ・証明写真1枚(無帽、上半身、サイズ:縦3.0cm×横2.4cm)写真の裏に氏名を記入
- ・受講機関等は問いませんが、確認の為「職長教育」修了証のコピーを受講申請書に添付してください。

※手続き完了の方には受講票をFAXいたします

◎申込先 〒811-3101 福岡県古賀市天神1-9-12 ☎092-943-0321

福岡東労働基準協会

◎振込先 受講料は下記の指定口座に受講日の一週間前迄にお振り込み下さい。

※振込手数料は受講者負担でお願いします。

福岡銀行 古賀支店 普通口座 1451941 名義 福岡東講習会事務局
--

6. 修了証

全科目を終了された方に、修了証を交付します。

7. その他

- ・既納の受講料は原則として返却いたしませんので、もし当日受講できないときは代替者を派遣していただきますようお願いいたします。
- ・日程・会場については、都合により変更・取消することもあります。

福岡東労働基準協会

〒811-3101 福岡県古賀市天神1-9-12

TEL・FAX 092-943-0321

「職長等の能力向上教育」 申請書・証明書

事業場所在地	〒 —			TEL : FAX :
事業場名				
事業主証明	(社印)	担当者氏名		
ふりがな 受講者氏名	生年月日 (西暦で記入下さい)	現住所	※受講番号 ※修了証番号	備考欄
-----	年 月 日	〒 —	-----	
-----	年 月 日	〒 —	-----	
-----	年 月 日	〒 —	-----	
-----	年 月 日	〒 —	-----	
講習内容	職長等の能力向上教育			
講習年月日	2020/7/29			
会場	リーパスプラザこが(古賀市中央公民館) 古賀市中央2-13-1			
講習者 証明書	上記教育の講習過程を修了したことを証明します。 2020/7/29 福岡東労働基準協会会長 印			

- ◆ 住民票記載の、受講者氏名・生年月日・現住所を正確に記入して下さい。
- ◆ 証明写真(サイズ:縦3.0cm×横2.4cm)1枚を添付して下さい。(写真の裏に名前を記入して下さい)
- ◆ 標記の教育を実施したことを証明する記録です。大切に保管して下さい。(労働安全衛生規則第38条参照)
- ◆ 本申請書にご記入いただいた氏名、生年月日、住所、連絡先等の個人情報につきましては、講習会の目的以外では利用いたしませんのでご了承ください。

福岡東労働基準協会

〒811-3101

福岡県古賀市天神1-9-12

TEL・FAX: 092-943-0321